

介護職員等特定処遇改善加算算定に係る「見える化要件」

1 加算の区分

特定加算（Ⅰ） 特別養護老人ホーム、通所介護

特定加算（Ⅱ） 短期入所生活介護、認知症対応型共同生活介護

2 賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み

①資質の向上

- ・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する略痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）

②労働環境・処遇の改善

- ・ICT活用（ケア内容や申し送り事項の共有（事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすることと等を含む）による介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等）による業務省力化
- ・介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入
- ・健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備

③その他

- ・介護サービス情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化
- ・地域の児童や・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上
- ・非正規職員から正規職員への転換